

平成29年度環境配慮物品調達方針

制 定 平成29年3月22日

1 意義・目的

地球温暖化やオゾン層の破壊、廃棄物問題など、地球規模の環境問題は、県民の日常生活や事業者の事業活動そのものに起因するものであり、県も事業者・消費者として地球環境へ多大な影響を与えていることを認識し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を進めなければならない。そこで、県では環境に配慮した物品の優先購入（グリーン購入）を進めることにより、循環型社会の構築に資することを目的とし、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「法」という。）第10条の規定により、平成29年度の環境配慮物品調達方針を定める。

2 対象物品等

本方針の対象は原則として、千葉県全ての機関が行う原材料、部品、製品などの物品や役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 基本的考え方

県が物品等を購入及び使用するに当たっては、国の環境物品等の調達推進の基本的考え方に準じ、その必要性について十分検討し、必要最低限の量を調達する。また、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮し、調達の目的に支障のない範囲で、環境負荷の低減に資する物品等（以下「環境物品等」という。）の調達に努める。

環境に対する負荷の評価については、製造者や販売者から提供される情報や第三者機関が認証する「環境ラベル」（エコマーク、統一省エネラベル、省エネラベリング制度等）や、グリーン購入ネットワークの開設しているホームページのデータ等を参考にする。

（国の環境物品等の調達推進の基本的考え方：抜粋）

- ① 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点から考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者の更なる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。
- ② 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題

を抱える地域にあつては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

- ③ 各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

4 平成29年度において取組を推進する物品等及び調達目標

原則として、別表に定める「判断の基準等」に適合した環境物品等（284品目）の調達を推進し、同表に定める目標の達成に努める。

なお、物品等の調達目的に応じた環境物品等の調達が不可能な場合など、特別な事情がある場合はこの限りでない。また、別表に掲げた物品等以外のその他の物品等の調達に当たっては、「3 基本的考え方」により、その調達に努める。

5 その他留意事項

- (1) 環境物品等の調達に当たっては、本方針のほか、以下に示す方針についても留意する。
- ・ 千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針（平成23年3月31日策定）
 - ・ 平成29年度千葉県公用車のエコカー導入方針（平成29年3月13日策定）
- (2) 各機関において調達した物品等を輸送する際に、九都県市指定低公害車を使用させる等、調達に伴い発生する環境負荷について、可能な限り低減を図るよう努めるものとする。

6 実績の公表等

数値目標を定めた物品等については、調達の実績を毎年度集計し、その概要をとりまとめ、千葉県ホームページ等により公表する。

附 則

- 1 本調達方針は、平成29年4月1日から施行する。

対象物品 (21分類、284品目)		判断の基準等 及び 目標の立て方	調達目標		
1. 紙類 (7品目)					
	(情報用紙)	コピー用紙	<判断の基準等> 国の特定調達品目の判断の基準等について準用する。 <目標の立て方> A4用紙換算を行い、調達総枚数に占める基準を満たす物品の枚数の割合とする。換算率は、A3用紙は2、A4用紙は1、B4用紙は1.5、B5用紙は0.75とする。(*目標の立て方は、県独自(H19))	100%	
		フォーム用紙			
		インクジェットカラープリンター用塗工紙			
	(印刷用紙)	塗工されていない印刷用紙			
		塗工されている印刷用紙			
	(衛生用紙)	トイレットペーパー			<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。
		ティッシュペーパー			
2. 文具類 (83品目)					
	文具類共通		国の特定調達品目の判断の基準等について準用する。	100%	
		シャープペンシル	<判断の基準等> 国の特定調達品目の判断の基準等について準用する。 <目標の立て方> 調達物品数に占める基準を満たす物品数の割合とする。		
		シャープペンシル替芯			
		ボールペン			
		マーキングペン			
		鉛筆			
		スタンプ台			
		朱肉			
		印章セット			
		印箱			
		公印			
		ゴム印			
		回転ゴム印			
		定規			
		トレー			
		消しゴム			
		ステープラー (汎用型)			
		ステープラー (汎用型以外)			
		ステープラー針リムーバー			
		連射式クリップ (本体)			
事務用修正具 (テープ)					
事務用修正具 (液状)					

対象物品 (21分類、284品目)		判断の基準等 及び 目標の立て方	調達目標
	クラフトテープ	＜判断の基準等＞ 国の特定調達品目の判断の基準等について準用する。	100%
	粘着テープ（布粘着）		
	両面粘着紙テープ	＜目標の立て方＞ 調達物品数に占める基準を満たす物品数の割合とする。	
	製本テープ		
	ブックスタンド		
	ペンスタンド		
	クリップケース		
	はさみ		
	マグネット（玉）		
	マグネット（バー）		
	テープカッター		
	パンチ（手動）		
	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）		
	紙めくりクリーム		
	鉛筆削（手動）		
	OAクリーナー（ウェットタイプ）		
	OAクリーナー（液タイプ）		
	ダストブロワー		
	レターケース		
	メディアケース		
	マウスパッド		
	OAフィルター（枠あり）		
	丸刃式紙裁断機		
	カッターナイフ		
	カッティングマット		
	デスクマット		
	OHPフィルム		
	絵筆		
	絵の具		
	墨汁		

対象物品 (21分類、284品目)		判断の基準等 及び 目標の立て方	調達目標
	のり (液状) (補充用を含む。)	<判断の基準等> 国の特定調達品目の判断の基準等について準用する。	100%
	のり (澱粉のり) (補充用を含む。)		
	のり (固形) (補充用を含む。)	<目標の立て方> 調達物品数に占める基準を満たす物品数の割合とする。	
	のり (テープ)		
	ファイル		
	バインダー		
	ファイリング用品		
	アルバム (台紙を含む。)		
	つづりひも		
	カードケース		
	事務用封筒 (紙製)		
	窓付き封筒 (紙製)		
	けい紙		
	起案用紙		
	ノート		
	パンチラベル		
	タックラベル		
	インデックス		
	付箋紙		
	付箋フィルム		
	黒板拭き		
	ホワイトボード用レーザー		
	額縁		
	ごみ箱		
	リサイクルボックス		
	缶・ボトルつぶし機 (手動)		
	名札 (机上用)		
	名札 (衣服取付型・首下げ型)		
	鍵かけ (フックを含む。)		
	チョーク		
	グラウンド用白線		
	梱包用バンド		

対象物品 (21分類、284品目)			判断の基準等 及び 目標の立て方	調達目標
3. オフィス家具等 (10品目)				
		いす	<判断の基準等> 国の特定調達品目の判断の基準等について準用する。 <目標の立て方> 調達物品数に占める基準を満たす物品数の割合とする。	100%
		机		
		棚		
		収納用什器 (棚以外)		
		ローパーティション		
		コートハンガー		
		傘立て		
		掲示板		
		黒板		
		ホワイトボード		
4. 画像機器等 (10品目)				
コピー機等		コピー機	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	100%
		複合機		
		拡張性のあるデジタルコピー機		
プリンタ等		プリンタ		
		プリンタ複合機		
ファクシミリ		ファクシミリ		
スキャナ		スキャナ		
プロジェクタ		プロジェクタ		
カートリッジ等		トナーカートリッジ		
		インクカートリッジ		
5. 電子計算機等 (4品目)				
電子計算機		電子計算機	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	100%
磁気ディスク装置		磁気ディスク装置		
ディスプレイ		ディスプレイ		
記録用メディア		記録用メディア		
6. オフィス機器等 (5品目)				
シュレッダー		シュレッダー	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	100%
デジタル印刷機		デジタル印刷機		
掛時計		掛時計		
電子式卓上計算機		電子式卓上計算機		
電池		一次電池又は小形充電式電池		

対象物品 (21分類、284品目)			判断の基準等 及び 目標の立て方	調達目標
7. 携帯電話等(3品目)				
		携帯電話	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	100%
		PHS		
		スマートフォン		
8. 家電製品(6品目)				
電気冷蔵庫等		電気冷蔵庫	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	100%
		電気冷凍庫		
		電気冷凍冷蔵庫		
テレビジョン受信機	テレビジョン受信機			
電気便座	電気便座			
電子レンジ	電子レンジ			
9. エアコンディショナー等(3品目)				
エアコンディショナー		エアコンディショナー	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	100%
ガスヒートポンプ式冷暖房機		ガスヒートポンプ式冷暖房機		
ストーブ		ストーブ		
10. 温水器等(4品目)				
電気給湯器		ヒートポンプ式電気給湯器	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	100%
ガス温水機器		ガス温水機器		
石油温水機器		石油温水機器		
ガス調理機器		ガス調理機器		
11. 照明(5品目)				
照明器具		蛍光灯照明器具	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	100%
		LED照明器具		
		LEDを光源とした内照式表示灯		
ランプ		蛍光ランプ(大きさの区分40形直管蛍光ランプ)		
		電球形状のランプ		

対象物品 (21分類、284品目)			判断の基準等 及び 目標の立て方	調達目標
12. 自動車等 (5品目)				
自動車		自動車 (*県独自(H21))	<判断の基準等> 「千葉県公用車のエコカー導入方針」を準用する。 <目標の立て方> 国の特定調達品目の目標の立て方について準用する。	100%
ITS対応車載器		ETC対応車載器	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	調達を推進する
		カーナビゲーションシステム		
タイヤ		乗用車用タイヤ		100%
エンジン油		2サイクルエンジン油		
13. 消火器等 (1品目)				
		消火器	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	100%
14. 制服・作業服等 (4品目)				
		制服	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	100%
		作業服		
		帽子		
		靴		
15. インテリア・寝装寝具 (11品目)				
カーテン等		カーテン	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	100%
		布製ブラインド		
		金属製ブラインド		
カーペット		タフテッドカーペット		
		タイルカーペット		
		織じゅうたん		
		ニードルパンチカーペット		
毛布等		毛布		
		ふとん		
ベッド		ベッドフレーム		
		マットレス		
16. 作業手袋 (1品目)				
		作業手袋	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	100%

対象物品 (21分類、284品目)			判断の基準等 及び 目標の立て方	調達目標
17. その他繊維製品 (7品目)				
テント・シート類 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ		集会用テント	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	100%
		ブルーシート		
		防球ネット		
		旗		
		のぼり		
		幕		
		モップ		
18. 設備 (7品目)				
		太陽光発電システム (公共・産業用)	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	調達を推進する
		太陽熱利用システム (公共・産業用)		
		燃料電池		
		エネルギー管理システム		
		生ゴミ処理機		
		節水機器		
		日射調整フィルム		
19. 災害備蓄用品 (16品目)				
災害備蓄用品 (飲料水)		ペットボトル飲料水	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	100%
災害備蓄用品 (食料)		缶詰		
		アルファ化米		
		保存パン		
		乾パン		
		レトルト食品等		
		栄養調整食品		
		フリーズドライ食品		
災害備蓄用品等 (生活用品・資材等)		毛布		
		作業手袋		
		テント		
		ブルーシート		
		一次電池		
		非常用携帯燃料		
		携帯発電機		
		非常用携帯電源		

対象物品 (21分類、284品目)		判断の基準等 及び 目標の立て方	調達目標	
20. 公共工事 (74品目)				
(資材 62品目)				
	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	<p><判断の基準等> 国の特定調達品目の判断の基準等について準用する。 ただし、熔融スラグ混入アスファルト混合物、熔融スラグ、エコセメントコンクリート、浄水場発生土を用いた園芸・緑化用土及びエアコンディショナー（冷房能力が28kw以上のもの）は以下に定めるものとする。</p>	<p>事業毎の特性、必要とされる強度・耐久性、機能の確保等に留意しつつ調達の推進に努める</p>
		土工用水砕スラグ		
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材		
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	(a) 熔融スラグ混入アスファルト混合物 <判断の基準> 加熱アスファルト混合物用骨材が J I S A 5 0 3 2 に適合するものであること。	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
	フェロニッケルスラグ骨材			
	銅スラグ骨材			
	電気炉酸化スラグ骨材			
	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	(c) エコセメントコンクリート <判断の基準> 普通エコセメントを使用したコンクリート二次製品であること。	
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	(d) 浄水場発生土を用いた園芸・緑化用土 <判断の基準> ① 上水道又は工業用水道の浄水場発生土を使用していること。 ② 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。	
		中温化アスファルト混合物		
		熔融スラグ混入アスファルト混合物（*県独自(H21) (a)参照）		
	鉄鋼スラグ混入路盤材			
	路盤材	再生骨材等	(e) エアコンディショナー（冷房能力が28kw以上のもの） <判断の基準> ① 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと ② エネルギー消費効率（一次エネルギー換算値）が以下の基準値以上であること （空冷機器）チリングユニット：1.32、ビル用マルチエアコン等：1.44 （水冷機器）チリングユニット：1.89、ターボ冷凍機：2.21	
		熔融スラグ（*県独自(H21) (b)参照）		
		小径丸太材	間伐材	
	混合セメント	高炉セメント	<p><目標の立て方> 実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。</p>	
		フライアッシュセメント		
	セメント	エコセメント		
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	<p><目標の立て方> 実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。</p>		
	エコセメントコンクリート（*県独自(H14) (c)参照）			
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック			
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート			
塗料	下塗用塗料（重防食）			
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料			
	高日射反射率塗料			
防水	高日射反射率防水			

対象物品 (21分類、284品目)		判断の基準等 及び 目標の立て方	調達目標	
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック (焼成) 再生材料を用いた舗装用ブロック 類 (プレキャスト無筋コンクリ ート製品)	事業毎の特性、 必要とされる強 度・耐久性、機 能の確保等に留 意しつつ調達の 推進に努める	
	園芸・緑化用土	浄水場発生土を用いた園芸・緑化 用土 (*県独自(H16)(d)参照)		
	園芸資材	パークたい肥		
		下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)		
	道路照明	LED道路照明		
	中央分離帯ブロッ ク	再生プラスチック製中央分離帯ブ ロック		
	タイル	セラミックタイル		
	建具	断熱サッシ・ドア		
	製材等	製材		
		集成材		
		合板		
		単板積層材		
		直交集成板		
	フローリング	フローリング		
	再生木質ボード	パーティクルボード		
		繊維板		
		木質系セメント板		
	ビニル系床材	ビニル系床材		
	断熱材	断熱材		
	照明機器	照明制御システム		
	変圧器	変圧器		
	空調用機器	吸収冷温水器		
		氷蓄熱式空調機器		
ガスエンジンヒートポンプ式空気 調和機				
送風機				
ポンプ				
	エアコンディショナー (冷房能力 が28kW以上のもの) (*県独 自(H21)(e)参照)			
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビ ニル管			
衛生器具	自動水栓			
	自動洗浄装置及びその組み込み小 便器			
	洋風便器			
コンクリート用型 枠	再生材料を使用した型枠			
	合板型枠			

対象物品 (21分類、284品目)			判断の基準等 及び 目標の立て方	調達目標
(建設機械 2品目)				
		排出ガス対策型建設機械	<判断の基準等> 国の特定調達品目の判断の基準等について準用する。 <目標の立て方> 実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。	事業毎の特性、必要とされる強度・耐久性、機能の確保等に留意しつつ調達の推進に努める
		低騒音型建設機械		
(工法 7品目)				
	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	<判断の基準等> 国の特定調達品目の判断の基準等について準用する。 <目標の立て方> 実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。	事業毎の特性、必要とされる強度・耐久性、機能の確保等に留意しつつ調達の推進に努める
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法		
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法		
	塗装(表層)	路上表層再生工法		
	舗装(路盤)	路上再生路盤工法		
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
(目的物 3品目)				
	舗装	排水性舗装	<判断の基準等> 国の特定調達品目の判断の基準等について準用する。 <目標の立て方> 実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。	事業毎の特性、必要とされる強度・耐久性、機能の確保等に留意しつつ調達の推進に努める
		透水性舗装		
	屋上緑化	屋上緑化		
21. 役務(18品目)				
省エネルギー診断		省エネルギー診断	<判断の基準等及び目標の立て方> 国の特定調達品目の判断の基準等及び目標の立て方について準用する。	調達を推進する
印刷		印刷		100%
食堂		食堂		調達を推進する
自動車専用タイヤ更生		自動車専用タイヤ更生		
自動車整備		自動車整備		100%
庁舎管理等		庁舎管理		
		植栽管理		
		清掃		
		機密文書処理		
		害虫防除		
輸配送		輸配送		
旅客輸送(自動車)		旅客輸送		
照明機能提供業務		蛍光灯機能提供業務		調達を推進する
小売業務		庁舎等において営業を行う小売業務		
クリーニング		クリーニング		100%
自動販売機設置		飲料自動販売機設置		
引越輸送		引越輸送		
会議運営		会議運営		

(注1) 判断の基準等の「等」には、配慮事項及び備考の内容を含む。